



島根県報

平成30年4月17日（火）

第2,997号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林（3件）	（森 林 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（ " ）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ " ）	5
補助金等交付規則第3条の規定により島根県外国人観光客送客促進支援補助金の 交付の対象等を定める告示	（観 光 振 興 課）	6
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中 小 企 業 課）	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	（ " ）	7

【公 告】

特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	（森 林 整 備 課）	9
----------------------	-------------	---

【特定調達公告】

江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（企 業 局 経 営 課）	9
------------------------------------	---------------	---

【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任		10
---------------	--	----

告 示**島根県告示第290号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市三隅町下古和1471

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三隅町下古和1471（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第291号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1297-6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金城町波佐イ1297-6（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

供する。)

島根県告示第292号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1347-4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
金城町波佐イ1347-4（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第293号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市三隅町西河内767、1682-1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市三隅町西河内1814-1、1851-2、1886-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町西河内838、839続1、843、844、846から848まで、850から852まで、854、905-1、1554-1、1556-1、1556-2、1557-1、1558-1、1558-2、1559、1560-1、1561-3、1562、1615-1、1617-1、1619-1、1620から1622まで、1631、1632、1647-1、1648、1649-1、1650、1651、1786-1から1786-3まで、1787、1787-1、1789から1791まで、1796から1799まで、1801から1804まで、1808から1813まで、2037

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第294号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町矢原1073から1093まで、1073内1、1075-1、1076-1、1078内1、1079-1、1081-1、1082-1、1087内1、1091-2、1094-2、1094-4、1095-2、1096、1096-1、1098、1101-1、1101-2、1101-5、1102-1、1102-3、1104-1、1110-1、1112-3、1113、1118、1118内2、1118内3、1119-1、1119-3、1119-5、1120-1、1120-3、1122-1、1122-3、2697、2705-1、2705-7、2706-1から2706-3まで、2706-9から2706-11まで、2726-2、2726-3、2726-7、2727-7、2727-12から2727-15まで、2727-19、2728-4、2729-1、2729-4から2729-6まで、2730から2733まで、2730内2、2730内3、2732-1、2734-1、2734-2、2734-6、2734-7

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町矢原319、320、485、486、489-2、2372、2410-1、2432-4、2435、2435-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町矢原2372、320・2432-4・2435（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町矢原2421-3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第295号

平成30年農林水産省告示第283号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を松江市役所、江津市役所及び津和野町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年 4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 明 明 である通知の相手
-----------------	----------------

松江市東長江町字頭谷1155-1	南波 清
松江市東長江町字頭谷1154、1155-1	曳野 一吉
江津市桜江町今田499-1	石津 榮之助
鹿足郡津和野町内美字長兼1185	新藤 吾市

島根県告示第296号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付の対象等を定める告示（平成29年島根県告示第246号）は、廃止する。

平成30年4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

島根県外国人観光客送客促進支援補助金

2 交付の目的

島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を支援することにより、外国人観光客の送客の促進を図り、もって観光振興を図ることを目的とする。

3 交付の対象者

島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を実施する国内外の旅行業者。ただし、同一の団体旅行を対象に、複数の旅行業者が重複して交付を申請することはできない。

4 交付の対象となる事業の内容

次の要件を全て満たす団体旅行で、知事が適当と認めるもの

- (1) 台湾、香港、中国、韓国及び東南アジアからの訪日旅行であること。
- (2) 島根県内の移動に貸切バスを使用すること。
- (3) 島根県内の宿泊施設で1泊以上宿泊すること。
- (4) 貸切バス1台につき、旅行参加者のうち日本国籍を有しない者が15名以上であること。ただし、平成27年度以降に初めて島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付を申請する場合は、10名以上とする。

5 交付金額

貸切バス1台当たり日本円で50,000円を交付し、1社当たり1会計年度1,000,000円を限度とする。

島根県告示第297号

平成29年島根県告示第666号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、雲南市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成30年4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル雲南加茂店 島根県雲南市加茂町加茂中1番1外

2 意見の概要

意 見	理 由

1	長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講じること。特に深夜から早朝にかけて、近隣住民及び老人ホーム入居者の安眠を妨害することがないように、必要な措置を講じること。また、騒音に関する苦情等が発生した際には、発生源対策を含め対応すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
2	出入口付近に誘導看板等を設置のうえ、交通事故防止、混乱防止等の措置を講じること。	主要道路である国道54号においては通行車両が多いため、交通渋滞や追突等の交通事故が発生しないよう、かつ、来客車両が計画されている進入・進出経路を通行するよう適切な案内看板・標示等の設置が必要である。
3	繁盛期には誘導員を配置して適切な広報・誘導を実施すること。特に店舗開店直後などの繁盛期には、適宜、臨時駐車場を確保するなど、十分な渋滞対策を講じること。	多くの来客が見込まれる際は、車両を停滞させることなく、円滑に進行させるため、適宜、交通整理員の配置が必要である。また、既設の駐車スペースだけでは足りず、交通渋滞を招くおそれもあるため、臨機に必要な駐車スペースを適切な位置に確保し、渋滞緩和の措置を講じる必要がある。

3 縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第298号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパーク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕 島根県浜田市朝日町91番地13

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

[1 F]

(株) イズミ

広島県広島市南区京橋町2-22

山西 泰明

(株) アクシス島根支店

島根県浜田市殿町83-217

新田 登信

(有) 錦栄堂

島根県浜田市片庭町1-1

松本 直樹

共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 等
大浴 三郎	島根県浜田市西村町333-1	
赤松 政豊	島根県浜田市長沢町172-6	
[2F]		
(株) しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19-4	野中 正人
(株) かみのや (K' s s e l e c t)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) ダイトウヤ	島根県浜田市下府町321-7	足立 幸子
洲脇 之徳	島根県浜田市田町1584	
(株) かみのや (E u r e k a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) かみのや (k a m i n o y a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
[3F]		
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 博丈
(株) かみのや (L y r i c)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) アニー (スタジオアニー)	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美
(変更後)		
[1F]		
(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2-22	山西 泰明
(株) アクシス島根支店	島根県浜田市殿町83-217	新田 登信
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 等
大浴 三郎	島根県浜田市西村町333-1	
赤松 政豊	島根県浜田市長沢町172-6	
[2F]		
(株) しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19-4	野中 正人
(株) かみのや (K' s s e l e c t)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) ダイトウヤ	島根県浜田市下府町321-7	足立 幸子
洲脇 之徳	島根県浜田市田町1584	
(株) かみのや (E u r e k a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) かみのや (k a m i n o y a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
[3F]		
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 靖二
(株) かみのや (L y r i c)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) アニー (スタジオアニー)	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美
(株) アニー (デジ急)	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美

(4) 変更の年月日

平成30年3月1日：株式会社アニーが新店舗デジ急を出店

平成30年3月1日：株式会社大創産業が代表者を変更

2 届出年月日

平成30年4月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課 (浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、縦覧の期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成30年 4 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
清水鳥獣保護区特別保護地区	安来市の一部	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び東部農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
社日鳥獣保護区特別保護地区	安来市の一部	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び東部農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
波加島鳥獣保護区特別保護地区	隠岐郡知夫村の一部	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び隠岐支庁に備え置いて縦覧に供する。
大満寺鳥獣保護区特別保護地区	隠岐郡隠岐の島町の一部	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び隠岐支庁に備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

平成30年 4 月17日から同月30日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令

第372号) 第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成30年 4 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県企業局経営課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年 3 月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
カナツ技建工業株式会社 代表取締役 金津 任紀 島根県松江市春日町636番地
- 5 落札金額
102,678,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成30年 1 月19日

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第1号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の32第1項の規定により包括外部監査人利弘健から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年 4 月17日

島根県監査委員 生 越 俊 一
同 岩 田 浩 岳
同 錦 織 厚 雄
同 後 藤 勇

- 1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所
公認会計士 森脇俊樹 出雲市荒茅町854番地
弁護士 古津弘也 松江市殿町517番地 アルファステイツ殿町1306号
桑原知佳 松江市学園南二丁目22番7号
- 2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成30年 4 月17日から平成31年 3 月31日まで